

令和4年度 第20回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年2月17日(金) 午前10時から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事務局長 川 本 晴 彦 次長兼給与課長 前 田 俊 和
任用課長 尾 田 聡 子 係 長 米 田 康 孝
係 長 足 立 陽 子 係 長 山 口 玲 夏
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 人事委員会告示の一部改正について(選考により採用する職関係)
議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(獣医師の職)
議案第4号 職員の採用選考について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第3号は公開、議案第4号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第40号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 改正の概要

- (1) 失業者の退職手当に係る支給期間の特例を定めることができる場合として、退職の日後に事業を開始した職員等がその旨を知事に申し出た場合を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日。

4 条例案に対する当委員会の判断（案）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部が改正され、退職後に事業を開始した職員等の受給可能期間の特例措置が追加されたことから、国に準じて改正するものであり、異議はない。

◇議案第2号

人事委員会告示（選考により採用する職関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり告示の一部を改正する。

1 改正する告示の名称

選考により採用する職（平成18年鳥取県人事委員会告示第1号）

2 改正理由

獣医師の採用試験については、近年、採用予定者数に対し受験者が少数であり、令和2年度からは競争試験と選考による採用を行っているが、それでもなお、必要数に達しない状況が続いている。

このような状況を踏まえ、令和5年度以降は、より機動的に人材を採用するため、年度当初から選考による採用として任命権者において通年募集することとし、競争試験による採用は行わないものとする。

3 施行日

公布日

◇議案第3号

選考により採用する職（獣医師の職）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
獣医師	8名程度	令和5年度末での退職者補充のため

2 採用予定日

令和6年4月1日（状況によってはそれ以前に採用）

3 能力実証の方法

知事部局において選考を実施。

（1）受験資格

- ア 年齢要件 昭和48年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）
- イ 資格・免許等 獣医師免許を有する人又は令和6年4月1日までに取得見込の人
- ウ 職務経験 不問

(2) 選考方法

試験種目	内 容	対象者
専門試験	必要な専門的知識についての筆記試験	・ 獣医師としての職務経験がない人 ・ 職務経験が3年未満の人
経歴評定	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定	・ 獣医師としての職務経験を3年以上 (※) 有している人
適性検査	職務遂行に関する適性についての検査	・ 全員
人物試験	個別面接による人物、専門的知識についての口述試験	・ 全員

※3年以上の職務経験

- ・ 対象期間：平成26年4月1日から応募の日まで

4 実施スケジュール

(1) 随時募集による試験

- ・ 応募があった都度、応募者と日程調整の上、試験を実施する。(応募のタイミングにより試験を複数回実施することを想定)
- ・ 募集期間：令和5年3月1日から令和6年1月31日まで(随時募集)

(2) 試験日時と会場を指定して実施する試験

- ・ (1)に加え、獣医学部の学生をターゲットとした県内外会場での採用試験を計画的に実施する。
- ・ 募集期間：令和5年3月1日から令和5年5月26日まで
- ・ 試験日時及び会場：令和5年6月3日(土) 鳥取会場、愛媛県今治会場
同年6月10日(土) 東京会場、札幌会場

※採用要件(受験資格、試験内容、処遇等)は同じ

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：具体的な点を確認したい。今後は日時、会場を指定して実施する試験と随時募集による試験とになるわけだが、試験の4種目はすべて任命権者で対応するのか。

事務局：任命権者が試験を実施する。

委員：随時募集で受験者が1名だったりする場合、試験は4種目とも1日で実施し合格者を決定することとなるのか。

事務局：1日で実施することになる。

◇議案第4号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和5年3月17日（金）午前10時00分から開催することとした。